

関係代名詞の省略

岡田伸夫

Omission of Relative Pronouns

Nobuo OKADA

Received September 24, 1985

抄録 現在の学校文法は伝統文法に基づいている。長期間にわたり実践の場で練り上げられてきたものであり、磐石の安定感があるが、無批判に受け入れることはできない。関係代名詞の省略という現象1つ取り上げてみても、「目的格の関係代名詞は省略できる」、「主格の関係代名詞は省略できない」というような格に言及する規則では、事実を正しく把握することができない。生成文法においては、「直前に先行詞、直後に名詞句が来る場合に限り、関係代名詞は省略できる」というような先行詞、隣接性、統語範疇に言及する規則を設けることができるが、この規則の方がより包括的に、また、より一般的に事実を把握することができる。教科書の編著者も現場の教師も、生成文法研究の成果にも配慮し、正しい文法規則であれば、生徒の理解に応じて適切な形で現場に取り入れていくことに努めなければならない。

索引語 関係代名詞の省略 生成文法 知覚の方法 学校文法 伝統文法

Abstract. School grammar taught today is based on traditional grammar. It has been refined over a long period of time, and is very stable, but it cannot be accepted *in toto* uncritically. Such rules as "Objective relative pronouns can be omitted" and "Subjective relative pronouns cannot be omitted," which crucially depend on cases, fail to describe facts correctly. In the framework of generative grammar such a rule as "Relative pronouns can be omitted only when they are immediately preceded by their antecedents and are immediately followed by noun phrases," which crucially refers to antecedents, adjacency, and syntactic categories, can be formulated. More effective school grammars should incorporate such a rule as this, which captures facts more exhaustively and generally. This is a responsibility which ought to be faced by teachers and textbook writers alike.

Key words. omission of relative pronouns, generative grammar, perceptual strategy, school grammar, traditional grammar

I 生成文法と英語教育

英語を教えるには、英文法を教えなければならない。もちろん文法だけで十分というわけではないが、文法なしでもどうにもならない。特に初級・中級段階では、文法の果たす役割が大きい。特殊な効果を狙って文法規則を破ることもあるが、それとても文法規則の存在を前提にしている。破られる規則がなければ、特殊な効果が生ずる余地もないのであるから。

英文法を効果的に教えるためには、まずどのような内容をどのような順序で教えるべきかが問題となる。これは教科書の編著者だけに任せておいてよい問題ではない。われわれ現場の教師も、教案を作製したり、授業中に生徒の反応に応じて臨機に既習事項の復習を織り込んだりする際に、文法事項の選択と配列の仕方を原理的に理解しておかなければならない。

本稿では、文法事項として何を選ぶべきかという問題に的を絞って、検討してみることにする。

今までどのような内容を教えてきたか振り返ってみると、数科書の著者も現場の教師も、結局、学校文法 (school grammar) とその基礎となる伝統文法 (traditional grammar) で従来言われてきたことを、ほぼそのままの形で教えてきたというのが実情であろう。確かに、多くの新説奇説が現れては消えていく中で、長期間にわたり実践の場で練磨されてきた学校文法には、磐石の安定感がある。しかし、そのままの形で無批判に受容してよいかというと、そうではない。現在の学校文法には、その大枠に関しても、また、細部に関しても、大いに改善の余地がある。

中級までの英語教育で教えるべき文法規則は、原理的には、上級に進んでもそのまま通用するものでなければならない。初・中級の (教科書) 英語では困らないが、上級の生の英語では困るというような規則では具合が悪い。このことは、一般論としては自明であるが、学校文法には、このような具合の悪い規則も含まれているのではなかろうか。以下、関係代名詞の省略 (omission of relative pronouns) という現象を取り上げ、この現象の学校文法と生成文法 (generative grammar) における説明法を比較検討し、後者の説明法の方がすぐれているということを見、教科書の編著者も現場の教師も、近年の生成文法研究の成果にも配慮し、どのような内容を英語教育に取り入れることができるか、あるいは、取り入れるべきであるか考えていかなければならないと論じることになろう。

II 関係代名詞の省略

II.1. 学校文法

(1a) の関係代名詞は省略できるが、(1b) の関係代名詞は省略できない ((1b) の *(who) という表記法は、who があれば文法的、who がなければ非文法的ということを示す) という事実を踏まえて、われわれは (2a-b) のような規則を教わってきたし、また、教えてきた。

- (1) a. I talked to the doctor (who) I met at the party.
- b. I talked to the doctor *(who) came to the party.
- (2) a. 目的格の関係代名詞は省略できる。
- b. 主格の関係代名詞は省略できない。

また、(3b) において目的格の関係代名詞が省略できないという事実にも配慮し、(4) のような例外条項を組み込むことも多い。

- (3)a. This is the house (*which*) she lives in
- b. This is the house in *(*which*) she lives.

(4) 目的格の関係代名詞であっても、前置詞に先行される場合には省略できない。

さらに、(5a-c)において主格の関係代名詞が省略できるという事実を考慮に入れ、(6a-c)のような例外条項を組み込むこともある。

- (5)a. She is not the woman (*that*) she used to be.
- b. This is the best dictionary (*that*) there is in the library.
- c. There's a woman (*who*) wants to see you.
- (6)a. 主格補語の関係代名詞は省略できる。
- b. *there* で始まる関係節に従える主格の関係代名詞は省略できる。
- c. 先行詞が、*there* 構文でその存在が示されている不定の人あるいは物であれば、主格の関係代名詞は省略できる。

現在市販されている高校の英文法教科書のうち、たまたま目に止まった、(7)にあげる9点に目を通して見たが、それらの記述もおおむね上に述べたようなものであった。

- (7)i. *Essentials of English Grammar* (以下 *Essentials* と略記)
- ii. *Mastery English Grammar* (以下 *Mastery* と略記)
- iii. *New Way to English Grammar* (以下 *New Way* と略記)
- iv. *Productive English Grammar* (以下 *Productive* と略記)
- v. *Practical English Grammar* (以下 *Practical* と略記)
- vi. 『英文法教科書』 (以下『教科書』と略記)
- vii. 『英文法エッセンス』 (以下『エッセンス』と略記)
- viii. *Step by Step English Grammar* (以下 *Step by Step* と略記)
- ix. *A Shorter Guide to English Grammar* (以下 *Shorter Guide* と略記)

9点の中に関係代名詞の省略を扱っていないものは1つもなかったが、*Practical* は(3a)、(5a)、(5b)に類する例をあげているだけで、(2a-b)、(4)、(6a-c)のような明示的な規則はあげていない。残りの8点はいずれも(2a)の規則は明示的に提示しているが、主格の関係代名詞の省略に触れているのは、*Productive* と *Essentials* と『教科書』の3点のみである。そのうち、*Productive* と *Essentials* は(5a-c)に類する例をあげているが、『教科書』は(5a)と(5c)に類する例しかあげていない。(4)の規則を明示的に提示しているのは、*New Way* と *Mastery* と *Shorter Guide* の3点のみである。*Essentials* と *Productive* と『教科書』と『エッセンス』の4点は、(3a-b)に類する例をあげ、(3a)の *which* を丸括弧で囲み、(3b)の *which* を囲まないことによって、(3b)の *which* が省略できないということを示唆している。*Step by Step* には、(4)のような明示的な規則もあがっていないが、(4)の存在を示唆する例もあがっていない。関係代名詞 *what* (独立関係詞と呼ばれることもある)が省略できないということを明示的に述べているのは、9点のうち、*Step by Step* のみである。また、関係代名詞の省略が制限的用法(限定的用法と呼ばれることもある)に限られると明記しているのは *Step by Step* のみであり、*New Way* は「限定用法の目的格の関係代名詞は省略できる」と述べている。この表現によって非制限的用法の場合には省略できないということを示唆している。*Shorter Guide* は関係代名詞の省略を制限的用法のセクションでのみ取り上げることによって、上の事実を示唆している。残

りの6点はこの事実に触れていない。

教科書を教えるのではなく、教科書で教えるのであるから、実際の教室でどのような内容が教えられているのか不明であるが、市販の教科書9点に関する限り、上で見てきた通りであり、(2a-b)の規則を土台とし、それに(4)や(6a-c)のような例外条項を上乗せして教えているのが実情である。しかし、このような規則の寄せ集めで本当によいのであろうか。

II. 2. 学校文法の問題点

(i) 主格の関係代名詞の省略

(8)の関係節の関係代名詞 *who* と *is a spy* との間には *many of us believe* という節が介在している (Jespersen はこのような関係節を連鎖関係節 *concatenated relative clause* と呼んでいる)。

(8) I talked to the doctor *who many of us believe is a spy*.

(8)の *who* は *is a spy* の主語であるから、格は何かと問われれば、当然、主格ということになる (*who* の代りに *whom* を用いる方言もあるが)。したがって、もし規則 (2b) が正しければ、この *who* は省略できないはずであるが、事実は逆で、(9)に見られるように省略できる。

(9) I talked to the doctor *many of us believe is a spy*.

したがって、(2a)の規則は完全には正しくないということになる。

(8)の *many of us believe* のような節を挿入文に準ずるものと考える向きも一部にはあるようである (cf. 石橋他 (編) 1966, p. 1175) が、このような節は、たとえば次の(10)の *many of us believe* のような通常の挿入文 (cf. 岡田 1985, 第2部) とは基本的な点で異なる。

(10) The doctor, *many of us believe*, is a spy.

まず第1に、(8)の *many of us believe* は、通常の挿入文と異なり、音調の切れ目 (あるいはそれに相当するコンマ) によってその前後の部分から隔てられ、別個の音調単位をなすことがない。また、次の(11)–(15)のaに見られるように、通常の挿入文としては起こり得ない構造が、(8)–(9)の *many of us believe* と同じ位置に現れ得る。

(11)a. The America that is depicted there is the country (that) *the American English teachers wish existed*.

b. *The country, *the American English teachers wish*, existed.

(12)a. This is an answer (which) *I doubt will ever satisfy her*.

b. *This answer, *I doubt*, will ever satisfy her.

(13)a. A box (that) *it was possible* had jewels in it was stolen.

b. *The box, *it was possible*, had jewels in it.

(14)a. I have learned of people (who) *I never dreamed* were suffering as I was.

b. *Those people, *I never dreamed*, were suffering as I was.

(15)a. She talked about an institution (which) *I did not know until then* existed.

b. *The institution, *I did not know until then*, existed.

さて、本筋に戻って、規則 (2a) の別の問題点を見てみよう。(5a)の *that* も省略できるが、この *that* は主格補語であるから、当然、主格である。この点は、疑問代名詞の *who* と *whom* を区別する人が、たとえば *Who/*Whom am I?* において、*whom* ではなく *who* を用いると

いう事実によっても裏付けられる。また、(5b) の *that* も省略できるが、この *that* が主格であることは、関係代名詞の *who* と *whom* および疑問代名詞の *who* と *whom* を区別する人が、たとえば(16)―(17)において、*whom* ではなく *who* を用いるという事実からも明らかである。

(16) He is the smartest boy *who/*whom* there is in our class.

(17) *Who/*Whom* is there in the next room?

このように、(2b) は完全には正しくないのであるが、(2a) の方は(4)にあげた例外事項を除けば問題がないのであろうか。

(ii) 目的格の関係代名詞の省略

(2a) も完全に正しいわけではない。なるほど、たとえば次の(18b)においては、予測通り、目的格の関係代名詞 *who* を省略できるが、(18a)においては、予測に反し、省略できない。

(18)a. I talked to the doctor **(who) probably* you met at the party.

b. I talked to the doctor (who) you *probably* met at the party.

probably は文副詞であり、(19)のどの——の位置にも現れ得るが、どこに現れようとも、*the doctor* が *met* の目的語であり、したがって目的格であることには変りはない。

(19) —, you — met the doctor, —.

したがって、(18a) の *who* も目的格と見なすのが当然であるが、このことは *who* のほかに *whom* を用いる人が、(18a)において *who* ではなく、あるいは *who* のほかに *whom* を用いるという事実によっても裏付けられる。

同種の例を3つばかりあげておこう。(20)は Harris and Vincent (1980, p.805) からの、また、(21)は Bolinger (1972, p.13) からの引用である。

(20)a. I discovered the criteria **(that) evidently* I had not been meeting.

b. I discovered the criteria (that) I *evidently* had not been meeting.

c. I discovered the criteria (that) I had *evidently* not been meeting.

(21)a. The oranges **(that) generally* he ate were navels.

b. The oranges (that) he *generally* ate were navels.

(22)a. She talked about an institution **(which) until then* I did not know existed.

b. She talked about an institution (which) I did not know *until then* existed.

(iii) 所有格の関係代名詞

(23)に見られるように、所有格の関係代名詞は省略できない (cf. Culicover 1976, p.200) のであるから、(2a-b) に(24)のような規則を付け加える必要があろう。

(23) This is the book **(whose)* cover is missing.

(24) 所有格の関係代名詞は省略できない。

さて、今まで、学校文法で教えられている規則とその問題点を見てきたのであるが、学校文法がその基盤を置いている伝統文法ではどのような記述がなされているのであろうか。

II. 3. 伝統文法

Jespersen (1933, pp.360-61) は、関係代名詞が省略されている（ように見える）関係節のことを接触節 (contact clause) と呼び、接触節が用いられ得る場合として、次の5つをあげてい

る。ただし、接触節が用いられるのは制限的用法の場合に限られると断っている。

- (25) i. 関係代名詞があるとすれば、他動詞あるいは前置詞の目的語に相当する場合
- ii. 関係代名詞があるとすれば、述詞 (predicative) に相当する場合
- iii. 先行詞＋関係節が *it is*, *there is/are*, *here is/are* のような表現の後に現れ、関係代名詞が関係節の主語に相当する場合
- iv. 関係節が *there is/are* で始まる存在文である場合
- v. 関係詞があるとすれば、関係副詞に相当する場合 (e.g. *By the time I had told my mother they had all left.*)

(25) の i と ii は、目的語とか述詞とかいう文法関係に基づいて規定され、iii は、特定の形式の存在と主語という文法関係に基づいて規定され、iv は、特定の形式の存在に基づいて規定され、v は、関係副詞という文法機能に基づいて規定されている。上で見た学校文法の規則は、目的格とか主格とかいう格に基づいて規定されていたが、目的格は目的語の格であり、主格は主語の格であるから、伝統文法の規則をほぼそのままの形で踏襲していると言えよう。

最近出版された大部の文法書も、関係代名詞の省略という現象に関しては、Jespersen の記述を越えるものではなく、いずれも主語とか目的語とかいう文法関係に基づいて規定している。たとえば、Quirk *et al.* (1972, p. 865) は、関係節の主語でない場合にゼロ関係詞が用いられ得る、すなわち、関係代名詞が省略され得ると言い、Celce-Murcia and Larsen-Freeman (1983, p. 365) は、目的語の関係代名詞しか省略できない、主語の関係代名詞は省略できないと言う。Quirk *et al.* (1985) も、§ 6.33 の図6.33では主格とか目的格とかの格に基づいて規定し、§ 17.15では主語とか目的語とかの文法関係に基づいて規定している。

伝統文法では、関係代名詞の省略を規定する規則は、たとえば、(25i-v) のようなリストの形でしか与えられないのであるから、文法関係とか格に基づいたアプローチ自体が、(少なくとも関係代名詞の省略を説明する場合には) 言語的に有意義な一般化を把えることに不向きなのではあるまいかと推測される。生成文法では、この現象はどのように説明されるのであろうか。

II. 4. 生成文法

(i) 関係代名詞削除規則

Stockwell *et al.* (1973, pp. 493-94) は次のような関係代名詞削除規則を設定している。

- (26) 直後に名詞句が来る関係代名詞は省略できる。

この規則は、関係代名詞の省略という現象を、主格とか目的格とかいう格、あるいは、主語とか目的語とかいう文法関係ではなく、名詞句という統語範疇と、関係代名詞の直後に名詞句が来るという隣接性と前後関係に基づいて規定している。

規則(26)を既出の例に当てはめてみよう。まず、(1a) は *who* の直後に名詞句 (単独の名詞によって実現されることもある) である *I* が来ているので、この *who* は省略できると予測される。(8)では、*who* の直後に *many of us* という名詞句が来ているので、省略できると予測される。一方、(1b) の場合には、*who* の直後に *came* という動詞が来ているので、省略できないと予測される。(18a), (20a), (21a), (22a) についても、関係代名詞の直後に来るものが、副詞 *probably*, *evidently*, *generally* あるいは前置詞句 *until then* であるから、省略できないと予測される。これらの予測が事実と合致するということは、上で見てきた通りである。

(5b) においても、存在文の *there* が名詞句であれば、事実通りに、*that* が省略できると予測されることになるが、*there* を名詞句であると見なすには十分な理由がある。一般に、①主語・助動詞倒置 (subject-auxiliary inversion), ②付加疑問形成 (tag formation), ③主語への繰り上げ (raising to subject), ④目的語への繰り上げ (raising to object), ⑤受動変形 (passivization) などの変形規則は、その構造記述において名詞句という統語範疇に言及する必要があるが、これらの変形は存在文の *there* を普通の名詞句と同じように扱う。

- (27)a. *The doctor* is a spy.
 a. Is *the doctor* a spy?
 (28)a. *There* is a chair in the room.
 b. Is *there* a chair in the room?
 (29)a. *The boy* was in the room.
 b. The boy was in the room, wasn't *he*?
 (30)a. *There* was a chair in the room.
 b. There was a chair in the room, wasn't *there*?
 (31)a. It seems that *the chair* is comfortable.
 b. *The chair* seems to be comfortable.
 (32)a. It seems that *there* is a chair in the room.
 b. *There* seems to be a chair in the room.
 (33)a. They believe that *the child* is honest.
 b. They believe *the child* to be honest.
 (34)a. They believe that *there* is a child in the house
 b. They believe *there* to be a child in the house.
 (35)a. They believe *the child* to be honest.
 b. *The child* is believed to be honest.
 (36)a. They believe *there* to be a child in the house.
 b. *There* is believed to be a child in the house.

名詞句らしさという点から見れば、次の3つの条件を満たすものが最も名詞句らしく、どれかを満たさないものは、その分だけ名詞句らしさを失う (cf. McCawley 1982, p.197)。

- (37)i. 論理構造 (logical structure) の項 (argument) に対応する。
 ii. 項に対応する表現が表層構造において典型的に現れる位置に現れる。
 iii. 上記 i と ii の条件を満たす表現が表層構造において典型的に持つ構造、すなわち、決定詞+名詞という構造を持つ。

存在文の *there* は、i と iii を満たさないから、中核的な名詞句とは言えないが、(28), (30), (32), (34), (36)に見られるように、ii は満たすから、名詞句と見なしても差し支えない。

所有格の関係代名詞が省略できないことは、次のように説明される。関係代名詞 *whose* は疑問代名詞 *whose* と同様に、a(n), the, this, its などの語をそのメンバーとして含む決定詞という範疇に属する (cf. **whose the cover*, **its whose cover*)。したがって、*its cover* が [NP [_{Det} its]_{Det} [_N cover]_N]NP (ただし NP=Noun Phrase=名詞句, Det=Determiner=決定詞, N=Noun=名詞) という構造を持っているのと同様に、*whose cover* は [NP [_{Det} whose]_{Det} [_N

cover]_N]_{NP} という構造を持っている。(23)の関係代名詞 *whose* が省略できないのは、*whose* の直後の *cover* が、名詞ではあっても名詞句ではないからである。

(ii) フィルター

関係代名詞は自由に省略できるとしておいて、最後に、表層構造において一定の構造に到達したもののみを排除するフィルターを設けるものもある。たとえば Chomsky and Lasnik (1977, p.435) は次のようなフィルターを設けている。

(38) *_{[NP NP tense VP]_{NP}} (ただし tense=時制)

このフィルターによれば、先行詞に時制が直続する構造（定形動詞が直続する構造と見なしでも差し支えない）は排除される。このフィルターは、関係節が定形動詞節である場合に、主語である関係代名詞の省略を阻止する効果を持つ。(38)には、関係代名詞の省略という現象だけではなく、補文標識 *that*（伝統文法で言う従属接続詞 *that* のことである）の省略という現象も説明できるという利点がある。たとえば(39)に見られるように、*that* 節が主語である場合には、この *that* を省略することはできないが、これはフィルター(38)が予測する通りの事実である。

(39) a. [_{NP} [_s *That* the doctor came to the party]_s]_{NP} is a surprise.

b. *_{[NP [_s the doctor came to the party]_s]_{NP}} is a surprise.

しかし、(38)は、十分に包括的、一般的な規定であるとは言えない。たとえば、(18a)と(22a)は先行詞の直後にあるものが時制ではなく、それぞれ、副詞と前置詞句であるから、(38)が阻止する構造ではなく OK のはずであるが、事実はその逆で、非文法的である。また、§ II.6 で触れることになる (3b)、(49b) の非文法性や(56)の *what* が省略できないということも説明できない。

II. 5. 知覚の方法

直後に名詞句が来る関係代名詞しか省略できないのはなぜであろうか。この間に対しては、生成文法理論の枠組にのっとり、知覚の方法 (perceptual strategy) に配慮することにより、次のように答えることができよう。

関係節を導く関係代名詞は、内容節 (content clause) を導く補文標識 *that* 同様、従属節の標識でもあり、関係節が主節と誤解されるのを防ぐ役割も担う。(39a) の *that* を省略すると、従属節である *the doctor came to the party* が、聴者には主節であると誤って知覚されてしまうのと同様に、(40a) の関係代名詞 *that* を省略し、(40b) とすると、関係代名詞の先行詞である名詞句 *the guy* に関係節の動詞句 *spoke first* が直続し、*the guy spoke first* という主節として誤って知覚されてしまう (cf. Huddleston 1984, pp.398)。

(40) a. The guy *that* spoke first was much the best.

b. *The guy spoke first was much the best.

このような誤解が生じるのは、英語話者に次のような知覚の方法がそなわっているからである (cf. Bever 1970, pp.290, 294)。

(41) X…Y という記号列連鎖があり、その中の部分記号列が、行為者 (actor) — 行為 (action) — 目的語 (object) — … — 修飾語 (modifier) という主要な内的構造関係 (primary internal structural relation) によって関係付けられ得る場合には、X…Y をひとまとめにせよ。

- (42) (知覚の方法(41)によってひとまとめにされた) 最初に現れる N...V... (N)... という記号列連鎖からなる節は、その中の V (= Verb=動詞) が (従属接続詞の存在などによって) 従属していると標示されていなければ、主節として解釈せよ。

このような知覚の方法がそなわっていると考えると、関係代名詞+時制+be を削除する変形によって(44)から作られる(43)が、誤って非文法的であると判断されたり、(44)ではなく、(45a)とか(45b)のように誤解されることが多いという事実 (cf. Smith and Wilson 1979, p. 41) や(46b), (47b) が正しく関係代名詞+時制+be の削除によって作られると理解されるのに対して、(46a), (47a) の容認可能性が低いと判断される事実 (cf. Bever 1971, p. 171) も同時に説明することができるようになる。

- (43) The train left at midnight crashed.
 (44) The train *which was* left at midnight crashed.
 (45)a. The train which left at midnight crashed.
 b. The train left at midnight and crashed.
 (46)a. ?The horse raced past the barn fell.
 b. The horse ridden past the barn fell.
 (47)a. ?The pitcher tossed the ball tossed the ball.
 b. The pitcher thrown the ball tossed the ball.

ところで、知覚の方法(41)と(42)だけで、主格の関係代名詞が省略できないすべてのケースを説明できるのであろうか。このような疑問は、(40)のような先行詞が主節の中で主語として機能している例だけではなく、(48)のような先行詞が主節の中で目的語として機能している例を考慮に入れば、当然出て来よう。(48b) の文を左から右へ順次処理 (process) して行く場合には、知覚の方法(41)と(42)によって、I didn't like the guy という記号列連鎖を先に主節として処理するから、the guy spoke first を誤って主節として処理する余地はないはずである。

- (48)a. I didn't like the guy *who* spoke first.
 b. *I didn't like the guy spoke first.

知覚の方法は文法規則に基づいて形成されることが多い。たとえば、(41), (42)自体が、英語に S→NP VP (ただし S= Sentence=文, VP= Verb Phrase=動詞句), VP→V NP というような句構造規則が内蔵されているために、もっと平たく言えば、英語の語順が SVO であるために導入されたものであろう。ところが、頻繁に用いられているうちに、その適用を容易にするような文法規則が形成されることもある。関係代名詞の省略という現象に関してもこのようなことが起こっているのではあるまいか。すなわち、(41)―(42)の知覚の方法がそなわっているために、定形動詞が直統する構造、もっと正確に言えば、名詞句が直統しない関係代名詞が省略される構造を阻止する文法規則(26)が導入されたのではあるまいかと推測される。

ここで英語史を振り返って見ることは、無益なことではなかろう。関係節が文頭に位置する名詞を修飾する場合に、定形動詞が直統する関係代名詞が省略される例 (e.g. (40b)) は、英語史のどの時代においても皆無であったが、関係節によって修飾される名詞が文頭以外の位置に現れる場合に、定形動詞が直統する関係代名詞が省略される例 (e.g. (48b)) は、初期近代英語 (Early Modern English) の末期に至るまで現れていた (cf. Bever and Langendoen 1971, pp. 441-42)。(48b) のような文が許されなくなったのは、知覚の方法(41)―(42)に基づき(26)のような文法

規則が導入されたためであろうが、(41)–(42)の導入は、総合的 (synthetic) 言語から分析的 (analytic) 言語へという英語の大きな流れの中で、目的語の屈折語尾が消失し、目的語の標示を受けなくなってしまったということによっても促進されたのであろう (cf. Bever and Langendoen 1971, pp. 441–46)。 (40b) に類する文と (48b) に類する文との差は、後者が現代英語でも方言によっては許されるという事実や、理解する場合に前者より容易であるという事実にも反映している (cf. Grosu 1972, p. 55)。

II. 6. 先行詞と関係節の隣接性と先行詞の顕在性

規則(26)は関係代名詞の省略という現象の多くの部分を説明することができるが、それでも、たとえば前置詞+関係代名詞という連鎖において関係代名詞を省略できないという事実は、依然として説明できていない。その他にも、(49b)に見られるような、先行詞と関係節が隣接していない文（この種の文は、名詞句からの外置 *extraposition from NP* という変形によって作られる）においては、関係代名詞は、(26)の規則によれば省略できると予測される場合であっても、実際には省略できない、という問題がある (cf. Grosu 1972, p. 165)。

(49)a. A boy (*who*) you met recently has just arrived.

b. A boy has just arrived *(*who*) you met recently.

これらの点を考慮に入れて、(26)を次のように修正してみよう。

(50) 直前に先行詞、直後に名詞句が来る場合に限り、関係代名詞は省略できる。

(50)なら(3b)と(49b)において関係代名詞を省略できないという事実を統一的に説明できる。

(50)の規則は、関係節が等位構造をなす場合の関係代名詞の省略可能性も説明することができる。たとえば(51b)は、Johnの直前にあったはずの *who* が省略されたために非文法的になっているが、このことは、(51a)において Johnの直前にあった *who* と先行詞の *a man* が隣接していないにもかかわらず、*who* を省略してしまったためであると説明することができる。

(51)a. a man who hates Bill and who John likes

b. *a man who hates Bill and John likes

次の(52c)は、文法的である。先行詞と隣接していない Billの直前の *who* を省略しているにもかかわらず、文法的ではないかという反論が出て来るかもしれない。しかし、実は、(52c)は、関係代名詞の省略によって作られるのではない。まず、(52a)が等位構造縮約 (*conjunction reduction*) と呼ばれる変形によって(52b)に変えられ(⇒(53a–b))、次に、(52b)が関係節形成変形(⇒§ II. 7)によって(52c)に変えられると考えられる。

(52)a. a man [John likes the man and Bill hates the man]

b. a man [John likes and Bill hates the man]

c. a man [who John likes and Bill hates]

(53)a. John likes the man and Bill hates the man.

b. John likes and Bill hates the man.

ちなみに、(54)は文法的であるが、これは(52c)の *who* が省略されてできたものである。

(54) a man John likes and Bill hates

次の(55)の文法性が幾分下がるのは、*and* で接続されている2つの関係節のうち、前者が関係代名詞を欠き、後者が関係代名詞を持つという点で、パラレリズムが崩れているためであろう

(cf. Weisler 1980, pp. 630-31)。 (51b) との文法性の差に注意。

(55) ? a man John likes and who Bill hates

また、関係代名詞が省略されるのは制限的用法の場合に限られるということも、非制限的用法の場合には、(50)の「直前に先行詞が来る」という部分の条件が満たされないためではあるまいか。非制限的用法の場合には、先行詞と関係節が音調の切れ目によって隔てられる。音調の切れ目の存在がカウントされると仮定すれば、関係代名詞の直前にあるのは、先行詞ではなく、音調の切れ目ということになる。音調の切れ目は、他の多くの言語現象を説明する際にもどのみちカウントされる (e.g. He didn't die happily. ≠ He didn't die, happily.) から、この説明法はその場限りのものではない。

次に、独立関係詞 *what* は、たとえ名詞句の直前に位置していても省略できないが、このことは、先行詞が欠けているために、(50)の「直前に先行詞が来る」という条件が満たされないことによると説明することができよう。

(56) He gave me **(what)* I wanted.

ところで、関係節構文といってもいろいろあるが、基本的なものは、先行詞と関係節が隣接し、先行詞が顕在している。逆に言えば、名詞句からの外置が適用されてできた文や独立関係詞を含む文は、基本的ではなく、派生的、周辺の関係節構文であると言える。ちなみに、日本語では先行詞（後行詞 *postcedent* と呼んだ方がいいかもしれない）と関係節は必ず隣接し、先行詞は必ず顕在している。次の (57a), (58a) に対応する日本語は、(57b), (58b) であろうが、(57b) では先行詞と関係節が隣接し、(56b) では先行詞の「もの」が顕在している。

(57)a. A boy has just arrived *who you met recently*.

b. きみが最近知り合いになった男の子が今着いたよ。

(58)a. He gave me *what* I wanted.

b. 彼は**ぼく**がほしがっていたものをくれた。

関係詞を省略すると、関係節性が減少し、そのために、省略が許されるのが、先行詞と関係節の隣接性と先行詞の顕在性に関して基本的とされる関係節構文に限られるのではあるまいか。

II. 7. *that* の省略

今まで、関係代名詞の *who(m)*, *which*, *that* が区別なく、一定の条件が満たされる場合に限り省略できると考えてきた。しかし、*who(m)*, *which* に対応する疑問代名詞の *who(m)*, *which* が省略されるケースがないのに対して、*that* に対応する補文標識 *that* が省略されるケースがある (e.g. I believe (that) John left.) ので、関係代名詞の1つと見なしてきた *that* は、実は補文標識の *that* であり、省略されるのは（関係代名詞の *who(m)*, *which* ではなく）補文標識 *that* であるとも考えることもできよう。

上の考え方に従えば、(59a-e) にあげる文の深層構造は(60)であり、関係節形成変形 (*relativization*) は、(60)の関係節中の先行詞と同一指示的な *the man* を、①単に削除し、(59a) を作る場合と、②関係代名詞で置き換え、それを補文標識 *that* の位置に代入し、(59b) を作る場合の2つがあると考えられる (cf. Emonds 1976, pp. 142-43)。 (59e) は、(59a) の補文標識 *that* が削除されてできたものである。

(59)a. The man *that* I saw was your brother.

b. The man who(m)I saw was your brother.

c. The man I saw was your brother.

(60) The man [_s that I saw the man]_s was your brother.

関係節の作り方は、その他にもいろいろあり、たとえば、ヘブライ語では、関係節構造として、(61)の英文に相当する文が用いられる。すなわち、ヘブライ語の関係節形成変形は、関係節中の先行詞と同一指示的な名詞句を人称代名詞で置き換える。

(61) *The man that I saw *him* was your brother.

(61)のような文は、実は英語でも中英語 (Middle English) では用いられていたし、現在でも、Somerset 方言などで用いられている (cf. Ihalainen 1981, p. 374 n. 6)。また、(61)は容認しない人でも、人称代名詞と補文標識 *that* あるいは関係代名詞が遠く隔たっている (62)のような文は容認することがある (cf. Smith and Wilson 1979, p. 28)。

(62) This is the sort of answer *that*, having once read it, you feel you want to give *it* to all your friends.

Culicover (1976, pp. 200-201) は、関係代名詞が前置詞に直続する場合 (e.g. (3b)) や所有格の場合 (e.g. (23)) に省略できないのは、省略される関係代名詞が (ある特定の文脈に現れる) *that* に限られているからであると言う。というのは、*that* が、そして *that* のみが、本来そのような位置に現れ得ない (この事実は、*that* を補文標識と見なせば、自動的に導き出される帰結である) からである。例文中の ϕ は、その位置で関係代名詞が省略されていることを示す。

(63)a. This is the house in *which*/**that* she lives.

b. *This is the house in ϕ she lives.

(64)a. This is the book *whose*/**that* cover is missing.

b. *This is the book ϕ cover is missing.

今まで (63b) と (64b) の非文法性は規則 (50) によって説明してきたが、これらの例に関する限りは、どちらの説明法でもよさそうである。

that が省略される場合があることははっきりしている。というのは、*that* しか起こり得ない位置で関係代名詞が省略されることがあるからである。たとえば、(5a) で制限的用法の主格補語の関係代名詞が省略される例を見たが、この場合に用いられる関係代名詞は、通例、*that* に限られている。

(65)a. She is not the woman *that*/ ϕ /**who*/**which* she used to be.

b. My typewriter is not the machine *that*/ ϕ /**which* it was.

また、先行詞が「人+物」の場合には、関係代名詞として *that* が選ばれると言われるが、このことが正しければ、次の (66) において関係代名詞が省略できるという事実は、*that* が省略される証拠となろう。

(66) Do you know what happened to the car and the driver (*that*) we witnessed fall off the cliff?

しかし、先行詞群のうちの最後の要素に応じた関係代名詞を用いたり、逆に、最初の要素に応じた関係代名詞を用いたりすることもある (cf. 渡辺他 1976, pp. 819-20) し、(66) において *that* のほかに *who*(m), *which* を許容する資料提供者もいるので、(66) の事実はその分だけ証明力が弱まる。

関係副詞として分析される *that* が省略されることもある。たとえば、(67e) に見られるように、関係代名詞 *which* を用いたら、前置詞 *at* が不可欠であるのに対して、(67a) に見られるように、*that* を用いたら *at* を省略することができる。(67b) で *at* が省略できるということは、*that* が用いられていたことの証拠となる。

- (67)
- | | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------------------------|
| By the time | { | a. <i>that</i> you are dressed (at) | }, breakfast will be ready. |
| | | b. ϕ you are dressed (at) | |
| | | c. <i>which</i> you are dressed at | |
| | | d. at <i>which</i> you are dressed | |

(68) に見られるように、非制限的用法の関係代名詞は省略できないが、これは、省略される関係代名詞が *that* に限られていると仮定すれば、*that* が非制限的に用いられないということの当然の帰結として導き出される。

- (68) The stories, *which*/**that*/* ϕ he invented, were incredible.

ただし、Quirk *et al.* (1985, p.1257) があげる次の例においては、*that* が用いられる場合と何も用いられない場合とで、文法性が異なるのであるから、上の推論は成立し得ないことになる。

- (69) This excellent book, *which*/?**that*/* ϕ Freda has only just received for review, was published a year ago.

しかし、(70)のような規則があると考えれば、(69)では「直前に先行詞が来る」という条件が満たされない (⇒ § II.6) のであるから、*that* が用いられる場合の文法性が何であれ、関係代名詞を省略することができないのは、当然のことになる。

- (70) 直前に先行詞、直後に名詞句が来る場合に限り、補文標識 *that* は省略できる。

(49b) で *who* を *that* に代えても、非文法的であることに変わりはないから、そのような文を阻止するためにも、(70)の「直前に先行詞が来る」という条件は、どのみち必要である。しかし、この条件を組み込むとすれば、非制限的用法の関係代名詞は省略できないという事実を、省略される関係代名詞が *that* に限られているということの証拠の1つとして数える根拠がなくなる。

非制限的用法の *that* の容認可能性に関しては、次のような説がある。Hawkins (1978, p.284, p.306 n. 13) は、(71)-(72)をあげ、先行詞が無生物の場合には、*that* を非制限的に用いることができると言う。

- (71)a. The box, *that* incidentally had jewels in, was stolen.

- b. The box, *that* had jewels in didn't it, was stolen.

- (72) *The girl, *that* was incidentally tall (wasn't she), left the party early.

Huddleston (1984, p.401 n.3) は、(73)をあげ、このような文の容認可能性には個人差が見られ、*that* は、たとえ用いられるとしても、*who*(m), *which* などの語と比べれば、ごくまれであり、また、先行詞が名詞句に限られる、すなわち、文、動詞句、形容詞句、前置詞句などは、先行詞になり得ない、と言う。

- (73) To her surprise there was a Christmas card from her father, *that* she hadn't seen or heard from for ten years.

さて、(65)、(67)のような、*that* が省略されていると考えざるを得ない例があるということはわかったが、このことがそのまま *that* 以外の関係代名詞が省略され得ないということの証拠になるわけではない。英文法の規則として内蔵されているのは、§ II.6 であげた (50)であろうか、

それとも(70)であろうか。ひょっとすると、補文標識 *that* と関係代名詞 *who(m)*, *which* が文中の同一位置(すなわち、文頭)に起こり、機能上も、関係節を導くという点で共通であるために、まず、補文標識 *that* を削除する規則(70)が習得され、次に、その適用領域が拡張され、(74)のような関係代名詞 *who(m)*, *which* の削除を含む形に変わり、最後に、補文標識 *that* が関係代名詞と同定され、(74)が(50)のような形に変わる、あるいは、すでに変わっているのかもしれない。

(74) 直前に先行詞、直後に名詞句が来る場合に限り、補文標識 *that* および関係代名詞 *who(m)*, *which* は省略できる。

残念ながら、ここではこの点について深入りする余裕がない。次節では、(50)あるいは(70)あるいは(74)の規則で説明できない関係代名詞の省略に関する現象を取り上げることにしてしよう。

II. 8. 残っている問題

(50)にしろ(70)にしろ、あるいは(74)にしろ、学校文法で教えている規則と比べて、関係代名詞の省略という現象を、より包括的に、より一般的に把えることができるという点で、よりすぐれていると思われるが、これらの規則ですべての問題が解決されるわけではない。たとえば、(5c)に見られるような、直後に名詞句が来ていないにもかかわらず、*who* が省略できるという事実は、どのように説明したらよいのであろうか。ただし、Quirk *et al.* (1972, p. 865 n.) は、(75a)について、口語体では許されるが、*that* や *which* を入れた(75b)の方が容認可能性が高いと言う。

(75)a. There's a table stands in the corner.

b. There's a table *that/which* stands in the corner.

ところで、(5c)、(75a-b)において関係節と見なしてきた部分は、そもそも本当に関係節なのであろうか。この疑問は、(5c)、(75a-b)と同類の(77)を、通常の関係節を含む(76)と比較してみると、あながち的外れではないことに気がつく(*cf.* 梶田 1984, pp. 67-68; McCawley 1981, pp. 105-108)。

(76) John has interviewed many Americans who like opera.

(77) There are many Americans who like opera.

まず、(76)の *many Americans* が文頭に出しにくいのに対して、(77)のそれは出せる。

(78) **Many Americans*, John has interviewed who like opera.

(79) *Many Americans* there are who like opera.

また、(76)の *many Americans* のうしろには、*as you know* のような挿入句を挿入できないのに対して、(77)では挿入できる。

(80) *John has interviewed many Americans, *as you know*, who like opera.

(81) There are many Americans, *as you know*, who like opera.

さらに、(76)の関係節中の要素を *wh* 移動変形(WH-movement)によって文頭に抽出することができないのに対して、(77)の「関係節」中の要素を抽出しても容認可能性はさほど下がらない。

(82) **What* has John interviewed many Americans who like?

(83) ?*What* are there many Americans who like?

意味上も, many が修飾する部分が, (76)と(77)で異なる。(76)は, オペラを愛好するアメリカ人のうちの多くのものにインタビューしたというのであって, アメリカ人のうちの多くのものにインタビューしたとは限らない。それに対して, (77)は Many Americans like opera. とほぼ同義であり, アメリカ人のうちの多くのものがオペラ愛好者だというのであって, オペラの好きなアメリカ人のうちの多くのものが, どのようなというのではない。つまり, many は(76)においては Americans who like opera を修飾するのに対して, (77)においては Americans のみを修飾する。また, 通常, 関係節は修飾部であり随意的であるが, (5c), (75a-b), (77) などにおいては義務的である (e.g. *There's a woman.) (cf. Harris and Vincent 1980, p.806)。

以上のような違いを考慮に入れると, (5c), (75a-b), (77)において, 一見関係節のように見える部分は, 本当は(通常の)関係節ではないのではないかと思われる。もっと詳しく言えば, (75a) は (75b) の that/which が省略されてできたものではなく, A table stands in the corner. という文に, 存在文の, いわば標識として there's が付加され, その段階で, 直後に定形動詞が来ている関係代名詞を省略してしまった文であるかのような錯角に陥り, その「誤り」を正すべく that/which が挿入されたのではあるまいか。

この他にも, ①先行詞が疑問詞の場合に 関係代名詞を省略できないという事実 (cf. Bever, Carroll, and Hurtig 1976, p.166), ②二重制限の場合に 2 番目の 関係代名詞を省略できないという事実 (cf. Stockwell et al. 1973, p.495), ③直統する名詞句が独立関係節である場合に 関係代名詞を省略できないという事実 (cf. Grosu 1975, p.591 n. 4), ④関係節が不定詞句によって実現される場合に, 前置詞に先行されない目的格の 関係代名詞を義務的に省略しなければならないという事実 (cf. Chomsky and Lasnik 1977, pp.460-70), などが説明されないまま残っている。

- (84)a. ?Who who I like will be at the party tonight?
- b. Who whom/that I like will be at the party tonight?
- c. *Who ϕ I like will be at the party tonight?
- (85)a. This is the car that John bought that I wanted.
- b. This is the car ϕ John bought that I wanted.
- c. *This is the car that John bought ϕ I wanted.
- d. *This is the car ϕ John bought ϕ I wanted.
- (86) I know the man *(who) what you did upset so terribly.
- (87)a. a topic on which/*that to work
- b. *a topic which/that to work on
- c. a topic to work on

憶測の域を出るものではないが, (84c) が許されないのは, who I like が間接疑問文と誤解されるためであり, また, (85c-d) が許されないのは, 先行詞 car (that) John bought の主要部 car と I との間に S が介在しているために, あるいは, I の直前にある要素が bought という動詞であるために, I wanted を car (that) John bought を修飾する関係節ととりにくいためである, というような知覚の方法を考慮に入れた説明が成立するかもしれない。

言うまでもないことだが, 本節で取り上げた問題は, 学校文法, 伝統文法においても解決されているわけではない。

III. 結 語

規則(2)が学校文法で教えられてきたのはなぜであろうか。理由はいくつかあろうが、1つには、学校文法、あるいはそれが基盤を置いている伝統文法に過大の信用が置かれていたということであろう。学校文法を信頼する余り、無批判に受け入れてしまい、(2)の規則の妥当性を経験的に検証する手続きを怠り、そのためにその欠陥に気づかなかったのかもしれない。あるいは、規則(2)を覚えていたために、あるいは、教えていたために、中・高の授業で実際に不都合が生じたというようなことがなかったからかもしれない。しかし、実際に困らなかったのは、規則(2)が正しかったからではなく、もともと、中・高の英語教材から、(2)では困るような文が人為的に排除されていたからに過ぎない。これらの教材には、(1a-b)のような基本的な関係節構文を含む文は含まれていても、(9)のような文は、そもそもそのもとにある(8)のような文自体が複雑な文でもあり、含まれていないであろう。英語を書く場合にも、(8)では関係代名詞を省略できないと思い込んでいるから、当然、(8)のような文を書くが、(8)は文法的だから、問題になるはずはない。また、(18a)の who が省略されたような文が出てくるはずはないから、解釈に困ることもないはずである。(18a)、(20a)、(21a)、(22a)のような英語を書く場合には、関係代名詞は省略できているから、理屈の上では、省略してしまったために誤りを指摘されるようなことも起こり得たであろうが、学校文法では、関係代名詞を用いる方が基本であり、ある特定の文脈に限り省略できると教えているようであるから、上のような文で、わざわざ関係代名詞を省略することはあまりなかったであろうし、また、たとえ省略しても、ひよっとすると誤りを指摘されることもなかったかもしれない。

初・中級で教える文法規則は、上級の内容も矛盾なく説明できることを前提として選択しなければならない。初・中級では困らないが、上級へ進んでから困るような規則では具合が悪い。

(5a-c) や(9)のような文が、上級へ進んでもめったに見かけないような例外的な文ならば、規則(2)でも間に合うかもしれないが、事実はその逆で、このような文は、口語体、文語体を問わず、多用される。したがって、学校文法でも、生徒が将来 (5a-c) や(9)に出会う時に困らないように、正しい規則、すなわち、(50)あるいは(70)あるいは(74)のような規則を教えるべきであろう。もっとも、たとえ正しい規則であっても、初・中級段階の生徒がそれを理解、記憶、想起、運用する際に、過度の負担を強いられるようなものであれば、教えるのに躊躇することもあるだろうが、(50)、(70)、(74)ぐらいの規則なら、少し工夫を施せば、それほど困難であるようには思われない。少なくとも、従来教えてきた(2)のような格に基づく規則よりむずかしいようには思われない。それに、(2)は完全には正しくないものであるから、これを教えることはどの道望ましくない。

正しい文法規則を教えるためには、教授者自身、コントロールされていない生の英語に慣れ親しんでおくと同時に、学校文法や伝統文法以外の文法、殊に近年目覚ましい進歩を遂げている生成文法の研究成果にもある程度は通じておかねばならないだろう。正しい文法規則であれば、生徒の理解力などにも配慮しながら、工夫を凝らし、臨機に消化しやすい適切な形で現場に取り入れていくことに努めたいものである。

参 考 文 献

- Bever, Thomas G. 1970. The cognitive basis for linguistic structures. *Cognition and the development of language*, ed. by John R. Hayes, 273-362. New York: John Wiley & Sons, Inc.
- _____. 1971. The integrated study of language behavior. *Biological and social factors in psycholinguistics*, ed. by John Morton, 158-209. London: Logos Press Limited.
- Bever, Thomas G., John M. Carroll, Jr., and Richard Hurtig. 1976. Analogy or ungrammatical sequences that are utterable and comprehensible are the origins of new grammars in language acquisition and linguistic evolution. *An integrated theory of linguistic ability*, ed. by Thomas G. Bever, Jerrold J. Katz, and D. Terence Langendoen, 149-82. New York: Thomas Y. Crowell Company.
- Bever, Thomas G. and D. Terence Langendoen. 1971. A dynamic model of the evolution of language. *Linguistic Inquiry* 2.4, 433-63.
- Bolinger, Dwight. 1972. That's that. *Janua Linguarum, Series Minor*, 155. The Hague: Mouton.
- Celec-Murcia, Marianne and Diane Larsen-Freeman. 1983. *The grammar book: an ESL/EFL teacher's course*. Rowley, Mass.: Newbury House Publishers, Inc.
- Chomsky, Noam and Howard Lasnik. 1977. Filters and control. *Linguistic Inquiry* 8.3, 425-504.
- Culicover, Peter W. 1976. *Syntax*. New York: Academic Press.
- Emonds, Joseph E. 1976. *A transformational approach to English syntax: root, structure-preserving, and local transformations*. New York: Academic Press.
- Grosu, Alexander. 1972. The strategic content of island constraints. *Working Papers in Linguistics* No. 13, Department of Linguistics, The Ohio State University.
- _____. 1975. The position of fronted WH phrases. *Linguistic Inquiry* 6.4, 588-99.
- Harris, Martin and Nigel Vincent. 1980. On zero relatives. *Linguistic Inquiry* 11.4, 805-807.
- Hawkins, John A. 1978. *Definiteness and indefiniteness: a study in reference and grammaticality prediction*. London: Croom Helm.
- Huddleston, Rodney. 1984. *Introduction to the grammar of English*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ihalainen, Ossi. 1981. Promotion vs matching: two competing transformational analyses of English relative clauses. *English Studies* 62.4, 371-75.
- 石橋幸太郎他(編). 1966. 『英語語法大事典』大修館書店.
- Jespersen, Otto. 1933. *Essentials of English grammar*. London: George Allen and Unwin.
- 梶田 優. 1984. 「英語教育と今後の生成文法 1-6」『言語普遍性と英語の統語・意味構造に関する研究』昭和57・58年度科学研究費補助金一般研究B(課題番号57450040)研究成果報告書, 60-94.
- McCawley, James D. 1981. The syntax and semantics of English relative clauses. *Lingua* 53.99-149.
- _____. 1982. *Thirty million theories of grammar*. Chicago: The University of Chicago Press.
- 岡田伸夫. 1985. 『副詞と挿入文』新英文法選書9. 大修館書店.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik. 1972. *A grammar of contemporary English*. London: Longman.
- _____. 1985. *A comprehensive grammar of the English language*. London: Longman.
- Smith, Neil and Deirdre Wilson. 1979. *Modern linguistics: the results of Chomsky's revolution*. Harmondsworth: Penguin Books.
- Stockwell, Robert P., Paul Schachter, and Barbara Hall Partee. 1973. *The major syntactic structures of English*. New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- 渡辺登士他. 1976. 『統・英語語法大事典』大修館書店.
- Weisler, Steven. 1980. The syntax of *that*-less relatives. *Linguistic Inquiry* 11.3, 624-31.

引用高等学校英文法教科書

- 河井迪男他(編). 1982. *Essentials of English grammar*. 第一学習社.
- 河上道生他(編著). 1983. *Mastery English grammar*. 桐原書店.
- 木戸一男他(編). 1985³. *New way to English grammar*. 中央図書.
- 福井慶一郎他(編). 1985. *Productive English grammar*. 第一学習社.
- 日比野日出雄他(編著). 1984². *Practical English grammar*. 山口書店.

堀口俊一他（編著）. 『英文法教科書』一橋出版.

清水貞助他（編）. 1982. 『英文法エッセンス』開拓社.

牛込久雄他（編著）. *Step by step English grammar*. 一橋出版.

安井 稔. 1985. *A shorter guide to English grammar*. 開拓社.